

高齢者終身サポート事業実施規程

（目的）

第1条 高齢者終身サポート事業は、住み慣れた地域において、人生の最終段階に至るまで安心して生活できる環境を整えることを目的として実施する。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人小諸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

（事業対象者）

第3条 以下の条件に全て該当する者、又は会長が特に必要と認める者を対象者とする。

- （1）小諸市内に住所がありかつ在住で、生活保護を受けていない65歳以上の高齢者
- （2）判断能力があり、契約内容について判断し得る能力を有していると認められる者
- （3）家族等の身近な支援者がいない者

（事業の内容）

第4条 第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- （1）高齢者終身サポート事業に関する相談事業
- （2）高齢者終身サポート事業に関する調査研究、啓発及び連絡調整事業
- （3）基本サービス及び付加サービスの提供
 - ① 基本サービス
 - ア 月1回程度の電話等による安否確認
 - ② 付加サービス
 - ア 生活サポート
 - イ 金銭管理・財産保全
 - ウ 書類等の預かり
 - エ 身元保証支援
 - オ 入退院・入退所支援
 - カ 成年後見制度手続き支援
 - キ 死後事務支援
 - ク その他必要とされる支援で会長が認めたこと
- （4）その他、高齢者終身サポート事業の推進を図るために必要な事業

（専門員・支援員）

第5条 高齢者終身サポート事業の専門員及び支援員は次の職務を行う。

- （1）専門員
 - ① 初期相談から調査、支援計画の策定及び契約の締結に係る業務
 - ② 支援員が行う援助業務の監督
- （2）支援員

① 専門員の指示により、具体的な援助の実施及び実施状況の報告

② 専門員が行う本人等の状況把握についての協力

(サービス利用契約)

第6条 第4条(3)に掲げる利用援助事業を受けようとする者は、別に定める「終身サポートサービス利用援助契約」を社協と締結する。

(利用料)

第7条 第4条(3)に掲げる利用援助事業を受ける場合は、利用者は別紙に掲げる利用料及び交通費等を負担するものとする。

2 利用者は、社協が発行する請求書に基づき、社協の口座に利用料等を振り込む、または現金で支払うものとする。

(契約の終了)

第8条 社協は、利用者に解約についての判断能力がある状態での解約の申し出や、他市町村への転出、死亡、任意後見人や成年後見人等からの申し出等があった場合など、契約の継続が困難と判断され、利用者の生活にふさわしい他の支援への移行が整ったときは、契約を解約・終了する。

(契約締結審査会の設置)

第9条 社協は、契約の適正さを確保することを目的に契約締結審査会を設置する。

2 契約締結審査会の設置については、社協事務局長、事務局次長、事業担当係長、担当者をもって行う。なお、審査の公正を期すため、必要に応じて専門職の同席または意見を求めることができる。

(専門職の助言・勧告)

第10条 社協は、事業の透明性、公正性を担保し、事業が適正に運営されるよう弁護士や税理士等からの助言・勧告を受けることができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が定める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

【別紙】

利用料、交通費

① 基本サービス		
入会金	本事業の運営に必要な経費。請求は入会時のみとする。	30,000円
年会費	月1回程度の電話等による安否確認。 年度途中に利用を開始する者は、1,000円に年度の月数を乗じた額を当該年度の利用料とする。	年度あたり 12,000円
② 付加サービス		
生活サポート	要介護等認定者の介護保険等サービスを除く日常生活のサポート、個別面談、関係者等の会議出席等。 利用時は前日までに予約し、支援内容等をあらかじめ確認する。 利用時間は1時間からとし、以降は30分単位（1,300円）で計算する。 土日祝日・夜間（18時～8時）及び緊急時は基本料金の1.5倍を乗じた額で計算する。	前日までの予約時 1時間あたり 2,600円 土日祝日・夜間・緊急時 1時間あたり 3,900円
金銭管理・財産保全	日常的な金銭管理（入出金、振込、自動引落とし手続き等）、貴重品の預かり、契約行為時の相談支援、立ち合い等。 利用料金の算出方法は『生活サポート』に準じる。 貴重品の預かりにかかる費用は別途『書類等の預かり』に準じる。	前日までの予約時 1時間あたり 2,600円 土日祝日・夜間・緊急時 1時間あたり 3,900円
書類等の預かり	社協金庫にて書類等を預かる。預かり品は社協が指定する預かり袋（契約者ごとに1点）を超えないこととする。	1ヶ月あたり 2,000円～
身元保証支援	生涯にわたる入院・入所時の身元保証および入院・入所時の連帯保証。連帯保証の場合、身元保証費の他に入院または入所にかかる費用の1ヶ月分を目安として社協に預託すること。	身元保証費 150,000円 連帯保証預託金 100,000円～
入退院・入退所支援	入退院・入退所時の事務手続き支援。 必要に応じて、緊急・予定入院時、手術時の立ち合い、病状説明時の立ち合い、退院・入所前会議等への参加等。	前日までの予約時 1時間あたり 2,600円 土日祝日・夜間・緊急時

	利用料金の算出方法は『生活サポート』に準じる。	1時間あたり 3,900円
成年後見制度 手続き支援	成年後見申立て手続きに係る支援、行政、専門職 や相談機関との連絡調整等。 契約者は希望があれば申立て等にかかる費用を社 協に預託することもできる。 利用料金の算出方法は『生活サポート』に準じる。	前日までの予約時 1時間あたり 2,600円 土日祝日・夜間・緊急時 1時間あたり 3,900円 申立て費用等預託金 必要額
死後事務支援 サービス	死亡届の提出や葬儀業者等への連絡、葬儀への立 ち合いや喪主代行、指定先への納骨、相続人への 引き渡し、遺品整理時の立ち合い等。 死後事務支援を受ける場合、事務手数料の他に契 約者の希望に基づき、業者等の見積によって算出 された額を社協に預託すること。	事務手数料 200,000円 死後事務預託金 業者等の定めによる額
交通費	専門員・支援員が社協指定車両等にて移動する際 の交通費。移動距離に応じて算出する。	1キロメートルあたり 40円
③ その他		
中途解約	解約料は無料とする。 ただし、入会金、年会費及び支援が開始されたサ ービスの費用は返還されないが、支援が開始され ていないサービス費及び預託金は全額返還され る。	
死亡による契約 終了	入会金、年会費及び支援が開始されたサービスの 費用は返還されないが、支援が開始されていない サービス費及び預託金は全額返還される。 未払いのサービス費用等は契約者名義の預託金を 清算に充てることができる。 社協は清算後明細を付して相続人に返還する。	